

## きれいな奈良県づくり功劳賞表彰要綱

### (目的)

第1条 きれいな奈良県づくりをめざし、「きれいに暮らす奈良県スタイル」行動計画に基づく各主体者の実践活動を促進し、全県的・継続的な県民運動を誘発・普及させることを目的に、行動計画の推進に貢献している団体・事業者、個人を表彰する。

### (表彰者)

第2条 表彰者は、「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会会長（以下「会長」という。）とする。

### (表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

#### (1) 「川のきれい化」部門

- ア 大和川の清流復活への取組（生活排水対策、清掃、草刈等）
- イ 河川環境美化（生活排水対策、清掃、草刈等）

#### (2) 「景観づくり」部門

- ア 「奈良県植栽計画」の推進
- イ まちなみ景観の形成（屋外広告物対策、奈良らしいまち並みづくり、奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物）
- ウ 里地里山の景観づくり

#### (3) 「循環型の生活スタイル」部門

- ア ごみの減量化・資源化（3Rの推進等）
- イ 地球温暖化防止（創エネ、省エネ・節電の取組等）

### (表彰の対象者)

第4条 表彰の対象者は、団体・事業者、個人（県内での実践者）とする。ただし、第3条（2）イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」の表彰については、広告主及びデザイナー又は団体並びに製作者を対象とする。

### (推薦及び募集方法)

第5条 県各課（室）長、市町村長、「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会構成員等が推薦するものとする。推薦にあたっては、別紙1「きれいな奈良県づくり功劳賞推薦書（個人用）」又は別紙2「きれいな奈良県づくり功劳賞推薦書（団体・事業者用）」を会長に提出するものとする。ただし、第3条（2）イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」については、公募（自薦、他薦を問わない。）及び市町村による推薦とし、別紙3「応募用紙」に必要事項を記載又は応募者のInstagramへの投稿により募集するものとする。なお、応募者のInstagramへの投稿については別で定める。

(推薦基準等)

第6条 推薦基準は、別記1によるものとする。なお、第3条(2)イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」に係る募集基準は、別記2によるものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、推薦のあったものの中から、「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会会則第9条の規定に基づき設置する選定委員会において審査のうえ、会長が決定する。ただし、第3条(2)イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」については、選定委員会又は一般投票において審査のうえ、会長が決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は原則として「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会総会で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

別紙1 (第5条関係)

きれいな奈良県づくり功労賞 推薦書 (個人用)

活動部門	1. 川のきれい化 (大和川の清流復活への取組 ・ 河川環境美化) 2. 景観づくり (「奈良県植栽計画」の推進 ・ まちなみ景観の形成 ・ 里地里山の景観づくり) 3. 循環型の生活スタイル (ごみの減量化・資源化 ・ 地球温暖化防止) ※該当するものに○をつけてください。		
(ふりがな) 氏名			
生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男 ・ 女
現住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
推薦理由			
活動状況	○活動開始時期 年 月から ○活動範囲 (場所、地域) ○月間または年間活動回数・頻度等 ○具体的活動内容  ※活動状況に関する写真等または参考資料については、別添としてください。		
過去の表彰歴			

上記の者を表彰の対象として推薦します。

令和 年 月 日

「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会会長 殿

代表者職・氏名

印

担当者	職・氏名		電話番号	
	住所		FAX 番号	
	E-mail			

別紙2（第5条関係）

きれいな奈良県づくり功労賞 推薦書（団体・事業者用）

活動部門	1. 川のきれい化（大和川の清流復活への取組 ・ 河川環境美化） 2. 景観づくり（「奈良県植栽計画」の推進 ・ まちなみ景観の形成 ・ 里地里山の景観づくり） 3. 循環型の生活スタイル（ごみの減量化・資源化 ・ 地球温暖化防止） ※該当するものに○をつけてください。		
(ふりがな) 事業所(団体)名			
(ふりがな) 代表者役職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
設立年月日	明・大・昭・平 年 月 日	活動人数	人
推薦理由			
活動状況	○活動開始時期 年 月から ○活動範囲（場所、地域） ○月間または年間活動回数・頻度等 ○具体的活動内容  ※活動状況に関する写真等または参考資料については、別添としてください。		
過去の表彰歴			

上記の事業所（団体）を表彰の対象として推薦します。

令和 年 月 日

「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会会長 殿

代表者職・氏名

印

担当者	職・氏名		電話番号	
	住所		FAX 番号	
	E-mail			

## 応募用紙

応募作品	
応募区分	1. 歴史的景観部門（奈良らしい歴史を感じさせる地域） 2. 沿道部門（広い道路の沿線） 3. 商業地、駅周辺部門（店舗の集まる地域、駅周辺） 4. 一般地域部門（1～3に該当しない地域）
広告主 （表示内容）	
設置場所 （住所）	
デザイナー （社名・連絡先）	
製作者	
応募・推薦理由	

応募者	
氏名	
住所	
電話番号	

- ※1 応募区分について、内容を確認のうえ、主催者で区分を変更する場合があります。
- ※2 応募された作品については、自動的に「みんなでいいね！なら部門（一般投票部門）」でも審査対象となります。そのため応募された作品については、きれいな奈良県づくり功労賞（「景観づくり」部門 まちなみ景観の形成 奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物）Instagram公式アカウントで一般公開され、一般投票の対象となります。
- ※3 他薦の場合、デザイナー・製作者は可能な範囲で記載してください。
- ※4 広告物の写真については、別添とし、広告物の近景1～2枚、広告物の遠景1～2枚、合計2～4枚としてください。うち1枚は、可能な限り夜間景観の写真としてください。
- ※5 記入いただいた個人情報は、きれいな奈良県づくり功労賞についての連絡にのみ使用します。

別記1（第6条関係）

## 推 薦 基 準

きれいな奈良県づくり功労賞表彰要綱に基づき、推薦基準を以下のとおり定める。

1. 対象活動を行った期間が、概ね3年以上であること。
2. 対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。
3. 対象となる活動の具体事例は、次のとおりとする。

部門	活動内容	具体事例
川のきれい化	大和川の清流復活への取組	大和川における <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の清掃美化活動</li> <li>・ 水辺空間の植栽活動 等</li> <li>・ 生活雑排水対策の普及活動 等</li> </ul>
	河川環境美化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の清掃美化活動</li> <li>・ 水辺空間の植栽活動 等</li> <li>・ 生活雑排水対策の普及活動 等</li> </ul>
景観づくり	「奈良県植栽計画」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小庭（エリア）での植栽・維持管理 等</li> </ul>
	まちなみ景観の形成 （屋外広告物対策、 奈良らしいまち並みづくり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での屋外広告物適正化の取組</li> <li>・ 道路、公園などの清掃美化活動</li> <li>・ 道路沿いや公園等での植栽・維持管理</li> <li>・ 奈良らしいまち並みづくり 等</li> </ul>
	里地里山の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里地里山の保全 等</li> </ul>
循環型の 生活スタイル	ごみの減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみの堆肥化活動</li> <li>・ 3Rの推進 等</li> </ul>
	地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創エネ、省エネ・節電の取組 等</li> </ul>

## 別記2（第6条関係）

### 募 集 基 準

きれいな奈良県づくり功労賞表彰要綱に基づき、募集対象を以下のとおり定める。

#### 1. 奈良県内に適法に掲出されている広告物で、以下のようなもの

- ・地域らしさを表現し、地域の景観形成に寄与しているもの
- ・掲出場所、大きさ、色彩等が周辺景観に調和しているもの
- ・美しく、表現の優れているもの
- ・夜間景観への配慮等が優れているもの

※ 不適法なものは、審査の対象外となることがある

※ はり紙、はり札、立て看板等の簡易広告物は除く

※ 法で定義されている屋外広告物以外の広告物も応募可能  
（商店街のアーケード内、公園内に設置されている広告物等）

#### 2. 1に掲げる広告物について、次の区分ごとに募集を行う。

- （1）歴史的景観部門（奈良らしい歴史を感じさせる地域）
- （2）沿道部門（広い道路の沿線）
- （3）商業地、駅周辺部門（店舗の集まる地域、駅周辺）
- （4）一般地域部門（1～3に該当しない地域）

※ 前項の募集区分で応募された作品については、自動的に「みんなでいいね！なら部門（一般投票部門）」でも審査対象となる。